平成２７年（フ）第１６０５号
横浜市神奈川区入江１丁目23番16号
債務者　松原　英子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　　綾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３５号
函館市陣川町98番地457
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　順也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８０２号
堺市北区百舌鳥本町３丁502番地、住民票上の住所堺市北区百舌鳥本町２丁510番地３
債務者　米澤　貴之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０３号
堺市北区百舌鳥本町１丁38番地19、住民票上の住所堺市北区百舌鳥本町３丁502番地
債務者　米澤　正治
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
名古屋市西区赤城町174番地　ハウス半田２号、前住所名古屋市西区大野木２丁目170番地
債務者　伊東　良文
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
金沢市円光寺２丁目５番31号
債務者　秀喜こと　宇多　克彦
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　仁人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８５号
名古屋市北区清水３丁目12番15号　外山ハイツ105号
債務者　野口　義孝
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清原小有里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０４号
埼玉県草加市清門３丁目42番地８
債務者　鈴木　寛之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９５３号
埼玉県蓮田市大字上平野598番地５
債務者　藤本　友己
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１９号
京都市左京区岩倉幡枝町2368番地
債務者　北岡　惠夫
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
山形県村山市楯岡北町２丁目１番37号
債務者　本間鉱油こと　本間　一夫
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９６号
さいたま市北区宮原町４丁目32番地６
債務者　安藤　清計
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４６号
函館市富岡町１丁目12番５号
債務者　飯坂　史博
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７１号
岐阜県大垣市笠縫町249番地１　コーポ西田Ａ棟　102号
債務者　栗山　清子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
松江市鹿島町古浦602番地１
債務者　權田　厚子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
松江市上乃木２丁目18番６号
債務者　佐藤　春美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３７２号
大阪市住吉区苅田３丁目６番３―502号
債務者　黒岩菜穂美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部